

コーポレートガバナンス・コードの開示状況

～適用開始後 1 ヶ月で 50 社が開示（6 月末現在）～

2015 年 7 月 3 日

コーポレートガバナンス・コード（以下、「CG コード」という）の適用が 2015 年 6 月 1 日から開始された。CG コードの適用状況は、コーポレート・ガバナンス報告書（以下、「CG 報告書」という）に記載することになっている。CG コードは法令ではなく、あくまで原則であることから、必ずしもすべてを実施する必要はないが、「Comply or Explain」として、原則を実施する(Comply)か、実施しない場合にはその理由を説明する(Explain)ことが求められている。

CG コードの適用状況については、6 月 1 日以後最初に開催する定時株主総会の日から 6 ヶ月を経過する日までに、CG 報告書に記載して提出する必要がある。したがって例えば 3 月決算会社で、定時株主総会を 6 月末に開催した場合では、12 月末まで提出期限が延長される経過措置が取られている。今回 CG 報告書の開示状況を調査した結果、適用開始後 1 ヶ月となる 6 月末までに 50 社が、現時点における CG コードの対応状況について、何らかの開示していることがわかった。

図表 1 CG コードに関する開示項目

（１） CG コードの各原則を実施しない理由
CG コードの中で実施しないものがある場合には、その理由を記載する。ただし、マザーズ・JASDAQ 上場会社は、「基本原則」を実施しない場合のみ、その理由を説明する。

（２） CG コードの各原則に基づく開示
本則市場（市場第一部・第二部）の上場会社は、実施の有無にかかわらず、「政策保有株式」、「独立社外取締役の活用」など特定の 11 原則については、その取組状況等を開示することが求められている。

1. 開示企業の市場別分類と実施の有無

開示をした 50 社の内訳は、本則市場が 31 社、マザーズ・JASDAQ が 19 社である。このうち、原則をすべて実施している旨の記載をした企業は 35 社、原則を実施しない理由や今後の対応を記載している企業は 8 社であった。なお、「各原則を実施しない理由」について、今回の CG 報告書上では具体的な記載（検討中を含む）のない企業が 7 社（ただし、上記（２）「CG コードの各原則に基づく開示」は記載あり）あったが、これらについては、今後準備ができ次第、順次開示されていくと思われる。

図表 2 市場別内訳と「Comply or Explain」の状況

	Comply ^{※1}	Explain ^{※2}	現状記載なし (検討中)	合計
東証一部	16	8	7	31
東証二部	0	0	0	0
マザーズ	2	0	0	2
JASDAQ	17	0	0	17
合計	35	8	7	50

※1 各原則をすべて実施している旨を明記している企業

※2 実施していない原則とその理由を記載している企業

2. 「Explain」している原則

「各原則を実施しない理由」欄に「Explain」している企業は 8 社の記載ぶりはさまざまである。該当する原則について実施しない旨とその理由を明確にしている場合のほか、「今後実施」「検討中」「今後の検討課題」等としている場合や、定時総会から「6 か月後までの開示に向けた準備」を進めているとしている場合、さらには現時点では該当する原則のみを

列挙し、開示内容について現在検討を進めている旨を記載しているケースもあった。今回「**Explain**」しているのが最も多かった原則は、原則 4-11③（取

締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の開示）、次いで原則 4-8（独立社外取締役の有効活用）である。

図表 3 「Explain」している原則

会社名	基本原則1	基本原則2	基本原則3	基本原則4	基本原則5
	株主の権利・平等性の確保	株主以外のステークホルダーとの適切な協働	適切な情報開示と透明性の確保	取締役会等の責務	株主との対話
<u>大東建託</u> ※3	原則 1-4	-	原則 3-2①	原則 4-11③ 原則 4-12①	-
<u>亀田製菓</u> ※4	原則 1-2④	-	-	原則 4-4① 原則 4-8① 原則 4-8②	-
<u>新生銀行</u> ※5	-	-	-	原則 4-11③ 原則 4-14②	-
<u>エヌ・ティ・ティ・データ</u> ※6	-	-	原則 3-1	原則 4-8 原則 4-11① 原則 4-11③	-
<u>デンソー</u> ※7	-	-	-	原則 4-10①	-
<u>MS&ADインシュアランスグループホールディングス</u> ※8	-	-	-	原則 4-11③	-
<u>スタートトゥデイ</u> ※9	-	-	原則 3-1③	原則 4-8 原則 4-9 原則 4-11③	-
<u>東京TYフィナンシャルグループ</u> ※10	-	-	-	原則 4-1① 原則 4-11③ 原則 4-14②	-

3. 各原則に基づく開示

今回調査した結果、CG コード 73 原則すべてについて、その取組み状況を開示している企業が 3 社存在した。

- 大東建託：「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」※11
- スタートトゥデイ：「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて」※12
- オムロン：「オムロン コーポレート・ガバナンス ポリシー —持続的な企業価値の向上を目指して—」※13

このうちオムロンについては、自社独自のコーポレート・ガバナンスに関するポリシーと CG コード 73 原則との詳細な対応表※14 を作成し、自社サイト上でも開示している。

本則市場 31 社のうち、開示が必須の 11 原則すべての取組みについて記載している企業は、今回 16 社であったが、残りの企業についても、今後 6 ヶ月間を通して随時開示されていくものと思われる。なお、現状開示を見送られていた原則のうち、目立った項目は以下の 3 原則である。

- ・ 補充原則 4-11③【取締役会の実効性】（7 社）
- ・ 原則 4-8【独立社外取締役の有効な活用】（5 社）
- ・ 補充原則 4-14②【取締役・監査役のトレーニング】（5 社）

※（ ）内は、該当する原則について記載していない企業の社数

以上

〔以下参考サイト〕

【CG 報告書の参照サイト】

※3 〔大東建託〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/18780/140120150602401009.pdf>

※4 〔亀田製菓〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/22200/140120150605407989.pdf>

※5 〔新生銀行〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/83030/140120150623427173.pdf>

※6 〔エヌ・ティ・ティ・データ〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/96130/140120150525489773.pdf>

※7 〔デンソー〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/69020/140120150527493035.pdf>

※8 〔MS&ADインシュアランスグループホールディングス〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/87250/140120150605407659.pdf>

※9 〔スタートトゥデイ〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/30920/140120150602400971.pdf>

※10 〔東京TYフィナンシャルグループ〕

<http://www2.tse.or.jp/disc/71730/140120150616419423.pdf>

【会社別 コーポレートガバナンスポリシー】

※11 大東建託:「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」

<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf>

※12 スタートトゥデイ:「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて」

http://www.starttoday.jp/wp-content/uploads/2015/06/ir20150624_cg.pdf

※13 オムロン:「オムロン コーポレート・ガバナンス ポリシー ー持続的な企業価値の向上を目指してー」

http://www.omron.co.jp/ir/keiei/pdfs/20150623_governance_policies_j.pdf

※14 オムロン:「コーポレートガバナンス・コード実施状況表」

(CG コードとの対応表)

<http://www2.tse.or.jp/disc/66450/140120150624428999.pdf#page=17>

プライムジャパン株式会社

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 2-4-5 扶桑日本橋ビル6階

03-3231-0414

<http://www.primejapan.co.jp/>

本資料は一般的あるいは概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性、完全性または目的適合性を保証するものではありません。本資料に含まれる情報に基づき何らかの行動を起こされたり、起こされなかったりしたことにより発生した結果について、プライムジャパン株式会社および役職員はいかなる責任、義務も負いません。

© 2015 Prime Japan Co., Ltd. All rights reserved.